

## 令和8年度山江村奨学金貸付要項

### 1 貸付対象者

- (1) 本村に生活の本拠のある高等学校生徒
- (2) " 大学生
- (3) " 各種研修生

### 2 貸付金額

(1) 高等学校生徒	月額	10,000円以内
(2) 大学生	"	30,000円以内
(3) 各種研修生	村長が必要と認める額(最高 30,000円以内)	

### 3 貸付条件

- (1) 利子 無利子
- (2) 貸付期間 修学期間(修学中の場合は、残修学期間)
- (3) 返済期間 修学終了の6ヶ月後から貸付期間の2倍以内の期間内

### 4 貸付方法

年2回(前期4月～9月、後期10月～翌年3月)に分けて、前期を5月、後期を10月に貸し付けます。

### 5 申込方法

教育委員会備え付けの申込用紙に必要事項を記入されて、必要書類を添付のうえ、期限内に提出してください。

### 6 申込期限

令和8年3月19日(木)まで

### 7 申込に必要な書類

- 山江村奨学生願書
- 山江村奨学生推薦調書
- 合格通知表(合格証明書)の写しまたは入学許可書の写し  
なお、現在、在学中の方は在学証明書
- 所得証明書(世帯分) ……税務課で発行